

ID: 3096

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	許可の取消し(当該許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>長門市有害鳥獣捕獲実施要領による</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日